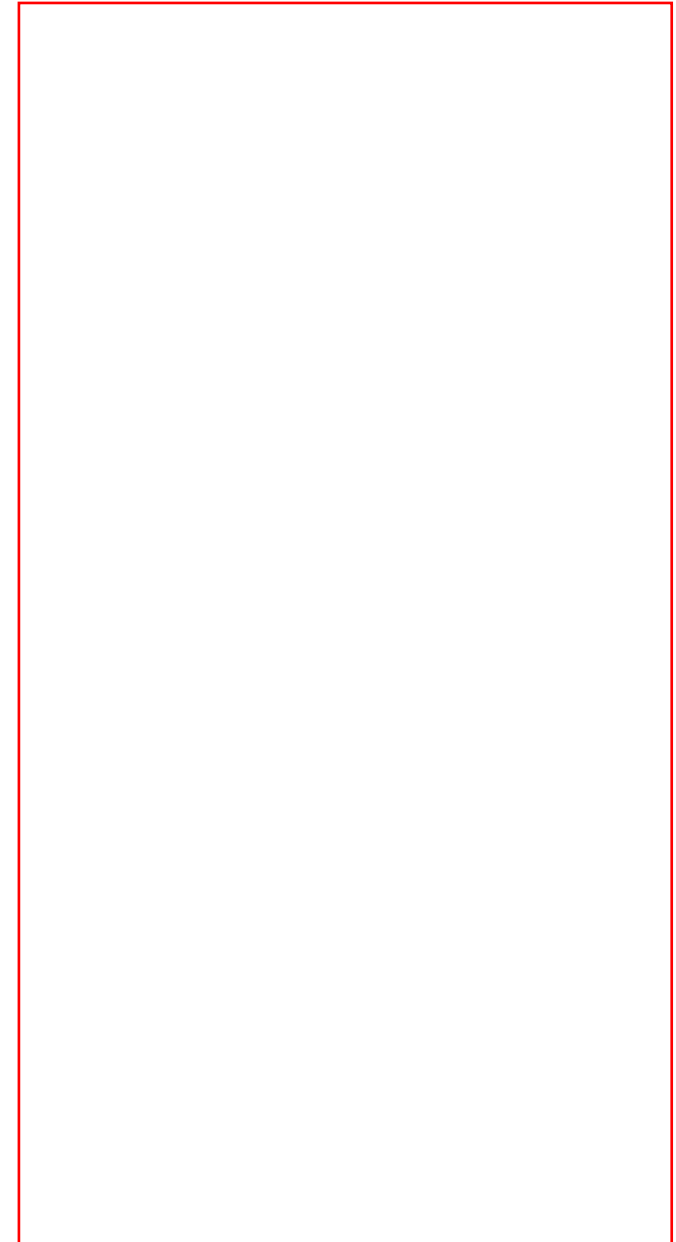




は核物質防護情報のため非開示

既設の貯蔵棚と新設の貯蔵棚との比較



バードケージにおける内部ボックスの固定状況（軽水減速用）



ボードケースにおける内部ボックスの固定状況（固体減速用）



(溢水による損傷の防止)

第十九条 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。

第1項について

燃料貯蔵棚、トリウム貯蔵庫を設置する□には、水配管、水タンクなど溢水の原因となる水源は存在しないため、適合性は不要である。

第2項について

□には、放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管はないため、適合性は不要である。

□における溢水源について



左図に水源となりうる炉室内の臨界集合体棟1階の補給水系統配管図を示す。配管は臨界集合体棟1階にあり、□がある臨界集合体棟2階には水源となる配管は通っておらず、配管は□よりも下に設けられていることから、同室内に水が入ることはない。

図 臨界集合体棟1階



におけるガンマ線エリアモニタの設置状況

